

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白岩 次郎	622,000	52.36
上川 伸彦	136,000	11.45
高橋 明	106,000	8.92
鹿取 裕樹	96,000	8.08
横井 朗	40,000	3.37
熊田 圭一郎	30,000	2.53
塩川 靖幸	20,000	1.68
吉田 周作	20,000	1.68
菅谷 順子	10,000	0.84
関和 宏昭	10,000	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

白岩 次郎

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主とは取引を行わないことを基本方針としておりますが、やむを得ず取引を行う必要がある場合には、その取引の合理性・妥当性・適正性について審議のうえ、取締役会の決議を行い、少数株主の保護に努める方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者は、必要に応じて意見交換を行い密に連携を図っております。また、監査役、会計監査人及び内部監査担当者とは四半期に1度意見交換を行うことで、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 修久	他の会社の出身者										△			
本田 宗哉	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 修久		伊藤氏は、当社が平成20年6月期まで取引を行っていたグッド・コミュニケーション株式会社に以前在籍しており、同氏の在籍期間中に少額のシステム開発等に関する業務委託契約による取引がございました。	当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、それらを当社の監査に反映させることが期待できると判断し、社外監査役として選任しております。
本田 宗哉	○	-	人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、および、弁護士としての豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映させることが期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、高い独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しております。

なお、独立役員となる社外取締役は上場承認時点では選任がありませんが、ガバナンス強化のため、2017年9月の定時株主総会で選任できるよう取り組んでまいります。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績への意欲向上を図るため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績への意欲向上を図るため、取締役・社員に対してストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

株主総会が決定した報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会の資料は原則的に事前に配付し、社外監査役が十分に検討するための時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①取締役会

取締役会は、取締役5名で構成されており、毎月行う定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

②監査役会

監査役会は監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を行ってまいります。

③経営会議

経営会議は、取締役、常勤監査役および部長で構成され、毎月2回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会から委嘱事項についての審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

④会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けており、監査は適切に実施されております。

⑤内部監査

内部監査室(3名)は、代表取締役直轄の組織であり、各部門の業務執行について、内部監査規程および内部監査計画書に基づき、定期的に内部監査を実施しております。また、内部監査室は、監査結果を代表取締役に報告するとともに、代表取締役の改善指示を各部署へ周知し、そのフォローアップを徹底しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した意思決定を行うことができる体制として、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知発送の早期化に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年9月下旬とし、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、基本方針等を開示する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の保有比率を考慮の上、今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、IR資料を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」「内部統制規程」「適時開示マニュアル」等の規定を整備し、社内への周知徹底を図っていくことが全てのステークホルダーの利益となるものと考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、当社ホームページや決算発表後の説明会等を通じて、適時・適切に情報を開示していく方針です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりとなります。

a. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

3) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

4) 当社は、法令、定款および社内規則に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合の報告体制を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款および「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

2) 当社は、「個人情報保護基本規程」「情報セキュリティルールブック」等の社内規則に基づき、情報の保存および管理に関する体制を整備する。

c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。

2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

3) 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

e. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員および従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款および社内規則の遵守状況を把握する。

2) 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員および従業員に対し周知徹底をはかる。

3) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止をはかる。

4) 当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款および社内規則の遵守状況ならびにその他業務の遂行状況を検証する。

5) 当社の監査役および監査役会は、当社の法令、定款および社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

3) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

g. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役および使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定および業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

2) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。

3) 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

4) 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携をはかる。

i. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を宣言しております。

(2) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応をはかるものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

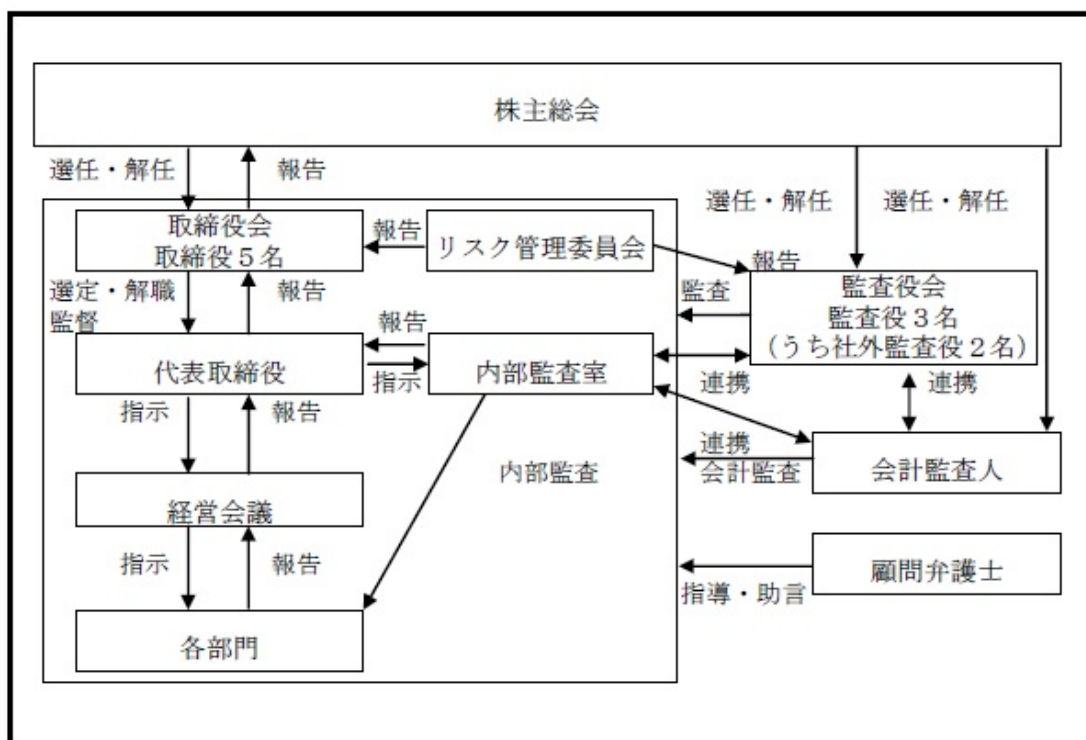
(1) コーポレート・ガバナンス体制

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示体制について

当社は、「適時開示マニュアル」を定め、「金融商品取引法」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を開示するよう努めてまいります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

